

新電力おおいた株式会社

電気供給約款

別紙 I (料金表)

平成 29 年 4 月 1 日より施行の電気供給約款 13 (料金) に付随する料金を以下とします。
本別紙の適用日は平成 30 年 1 月 1 日とします。

料金プラン：おおいたのでんき B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は一般送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー配電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料金の半額を申し受けます。

基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、その月の料金は、最低月額料金及び別表 1（再生可能エネルギー配電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

基本料金

	単位	料金（税込）
20 アンペア	1 契約	473 円 20 銭
30 アンペア	1 契約	764 円 80 銭
40 アンペア	1 契約	1,056 円 40 銭
50 アンペア	1 契約	1,348 円 00 銭
60 アンペア	1 契約	1,639 円 60 銭

電力量料金

	単位	料金（税込）
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1kWh	17 円 13 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで（第 2 段階料金）	1kWh	21 円 95 銭
上記超過（第 3 段階料金）	1kWh	23 円 01 銭

最低月額料金

	単位	料金（税込）
	1 契約	308 円 88 銭

料金プラン：おおいたのでんき C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 配給電気方式、配給電圧および周波数

配給電気方式、配給電圧および周波数は一般送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(イ) 契約容量は、一般送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された平均燃料調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料金を申し受けます。

基本料金

単位	料金（税込）
1kVA	273 円 26 銭

電力量料金

	単位	料金（税込）
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1kWh	17 円 13 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで（第 2 段階料金）	1kWh	21 円 95 銭
上記超過（第 3 段階料金）	1kWh	23 円 01 銭

料金プラン：おおいたのでんき D

イ 適用範囲

九州電力株式会社の季時別電灯契約含め全ての電力小売会社のいずれかのメニューより当該プランに変更していただく場合に適用いたします。

ただし、九州電力株式会社が提供する 8 時間通電機器割引及び、5 時間通電機器割引は、本プランでは適用外とします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は一般送配電事業者の託送約款の定めによりま

す。

ハ 契約容量

(1) 契約容量は、一般送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

二 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ) デ イ タ イ ム

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

ロ) リビングタイム

毎日午前8時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後10時までの時間をいいます。

ハ) ナ イ ト タ イ ム

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表(1.再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表(2.燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表(2.燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表(2.燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表(2.燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

へ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	775円60銭
---------	---------

ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1, 207 円 60 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	291 円 60 銭

ト 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ) デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で按分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	33 円 26 銭	28 円 88 銭

ロ) リビングタイム

1 キロワット時につき	22 円 18 銭
-------------	-----------

ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	10 円 35 銭
-------------	-----------

チ 最低月額料金

へおよびトによって算定された基本料金と電力量料金との合計金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	439 円 26 銭
---------	------------

料金プラン：おおいたの低圧電力

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が 50kw 未満であること。

ロ 配給電気方式

交流三相 3 線式

ハ 配給電圧および周波数

200 ボルト (V)、60 ヘルツ (Hz)

※配給電気方式、配給電圧および周波数は一般送配電事業者の託送約款の定めによります。

ニ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ホ 契約容量

(イ) 契約容量は、一般送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ヘ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された平均燃料調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用されない場合は基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

単位	料金（税込）
1kw	※個別協議にて決定

電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	16 円 7 9 銭	15 円 14 銭

※注：需要者又は供給者に、下記に記載された不利益や事情変更が生じた場合には、上記の

料金単価を、適当な水準に修正するため、両者にて協議するものとする。

- ① 電力会社が電気需要料金を変更し、供給者の料金単価が電力会社よりも割高になった場合。
- ② 供給者の電気供給事業の環境変化（本契約に適用される法令や制度等の変更、発電量燃料の高騰、一般社団法人卸電力取引所の卸電力価格高騰等をいう。）により、電気調達費用と託送費用の合計額が電気販売収入を上回る場合。
- ③ 需要者が本契約の締結に先だって供給者に提出した需要者の本契約期間中の電気需要予測（もしこれが無い場合は、過去1年間の電気需要実績を電気需要予測と見なすものとする。）と需要者の実際の電気需要の量が乖離した場合。